

手当について



	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
対象者	身体または精神（知的）に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等に支給。	身体や精神（知的）に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給。
支給月額	1級：52,500円 2級：34,970円	14,650円
支給月	4月・8月・11月	2月・5月・8月・11月



【申請先】

市町村の担当窓口

（熊本市は各区役所福祉課、各総合出張所）

※所得制限があります。

※障害の程度によって申請しても認定されない場合があります。

※一定の年数ごとに更新手続きが必要な場合があります。

※手続きや必要書類について、詳しくは市町村の担当窓口にお尋ねください。（熊本市は各区役所福祉課）

※診断書は当センターで発行できます。（診断書料5,280円）

